

静岡県告示第411号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第6条第1項の規定により港湾流通拠点地区を指定したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和元年11月29日

清水港港湾管理者

静岡県知事 川勝平太

1 港湾流通拠点地区の区域

静岡市清水区興津清見寺町1387-1、1387-2、1387-3

詳細は次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部港湾振興課に備え置いて縦覧に供する。）

2 港湾流通拠点地区の開発整備方針

(1) 開発整備の目標

ア 港湾流通拠点地区の清水港における位置付け

清水港は、三保半島を天然の防波堤とするわが国屈指の良港であり、明治11年の清水波止場の築造以来、明治32年の開港場の指定、昭和27年には特定重要港湾の指定と国際貿易港として着実に発展し、令和元年には開港120周年を迎えた。

平成30年の入港船舶は8,097隻（外航1,850隻、内航6,247隻）であり、取扱貨物に関しては1,894万トン（外貿1,278万トン、内貿616万トン）であった。このうち特に外貿コンテナ貨物については、平成30年は594万トン（輸入184万トン、輸出410万トン）であり、4年前の平成26年の530万トン（輸出370万トン、輸入160万トン）と比較すると12%以上の伸びを示している。

近年、アジア地域との水平分業が進展し、物流においては極力無駄な在庫を持たないサプライチェーンマネジメント（SCM）の徹底が進む中、国際的な生産拠点の分散化に伴う小ロット貨物の多頻度輸送やジャストインタイム（JIT）輸送、流通加工など、物流の効率化に資する新たな要請が高まっている。

このような情勢を受け、新興津地区・興津地区において港湾流通拠点地区を指定し、次世代高規格コンテナターミナルや臨港道路など物流効率化に資する港湾施設を整備し、特定流通業務施設の立地を促進することにより産業構造の変化、港湾物流の高度化・多様化に対応した国際物流輸送拠点の形成を図るものである。

イ 開発整備の基本的方向

近年の産業・貿易構造の変化及び輸送革新等に伴う物流ニーズの高度化・多様化に対応するため、物流施設の機能を総合的に強化・充実していくことにより、より効率的で安全性の高い物流空間の形成を図るとともに、国際競争力の強化を目指すものとする。

その具体的な整備方針は、次に掲げるとおりである。

(7) 大型化する船舶及び増加するコンテナ貨物に対応した、次世代高規格コンテナターミナルを整備する。

(8) 多様化かつ高度化する物流ニーズに対応すると共に、総合的物流機能を有する高質な施設として

の、特定流通業務施設を整備する。

(7) 当該特定流通業務施設を効率的かつ安全に機能させるため、臨港道路及び緑地帯等を整備する。

(8) コンテナ船等の大型船舶の航行安全を図るための水域を確保する。

(9) 国際犯罪やテロ等を防止するため港湾施設に保安対策を講ずる。

(2) 港湾施設の整備に関する事項（港湾流通拠点地区において特定流通業務施設と関連して整備されるべき港湾法第2条第5項の港湾施設）

ア 水域施設

大型化する船舶に対応するため、航路及び泊地を整備する

イ 係留施設

大型化する船舶や、増大するコンテナ貨物及びその他の輸出入品を取扱う施設として、物流機能の強化・充実を図るため岸壁を整備する。

・外貿コンテナバース

岸壁延長1,200m、水深12～15m、4バース

ウ 臨港交通施設

新興津埠頭における港湾関連交通の円滑化を図り、特定流通業務施設及び周辺施設へのアクセス道路として、臨港道路を整備する。

エ 港湾環境整備施設

新興津埠頭における環境整備を図るとともに、立地特性を生かした優れた景観をもつ憩いの水辺空間を創造するため緑地及び休憩所を整備する。